

報道関係各位

件 名 令和4年度飯能市住民税均等割のみ課税世帯に対する 臨時特別給付金の状況について

第1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から実施している住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業における給付金の支給対象者の範囲を広げるため、市独自で行う支給事業として、令和4年度住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、1世帯当たり5万円の現金を支給します。

第2 内容

1 支給対象者

次の(1)から(4)のすべてに該当する世帯の世帯主

- (1) 基準日(令和4年6月1日)に、本市に住民登録がある世帯であること。
- (2) 令和4年度住民税均等割のみ課税されている者で構成される世帯、又は令和4年度住民税均等割のみ課税されている者及び住民税非課税の者で構成される世帯であること。
- (3) 世帯員の全員が、住民税所得割が課税されている者に扶養されている者からなる世帯ではないこと。
- (4) 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象世帯ではないこと。

2 支給額

1世帯当たり5万円

3 支給手続等

- (1) 本市が令和4年度住民税の課税情報を有する世帯(令和4年1月1日に本市に住民登録がある世帯)
 - ア 支給対象世帯には、本市から確認書を送付します(約1,500世帯)。
 - イ 支給対象世帯は、確認書の内容を確認の上、返送していただきます。

- ウ 確認書の発送は、令和4年8月下旬を予定しています。
- エ 支給（口座振込）は、令和4年9月上旬からを予定しています。

(2) 本市が令和4年度住民税の課税情報を有していない世帯（令和4年1月2日以降に本市に転入された世帯）

- ア 令和4年度住民税納税通知書の写し又は令和4年度住民税課税・非課税証明書_{の写しを添付の上、申請書を提出していただきます。}
- イ 申請書は、ホームページからのダウンロード又は飯能市臨時特別給付金対策室、地域・生活福祉課、各地区行政センター、飯能市社会福祉協議会の窓口で配布します。
- ウ 申請の受付は、令和4年8月下旬からを予定しています。
- エ 申請は、郵送または直接、本庁舎5階（501会議室）臨時特別給付金対策室に提出していただきます。
- オ 支給（口座振込）は、令和4年9月上旬からを予定しています。

4 確認書又は申請書の提出期限
令和4年10月31日

5 問い合わせ先
飯能市臨時特別給付金対策室
電話 042(978)8031（直通）
メールアドレス kyufukin@city.hanno.lg.jp

担当者 地域・生活福祉課長 竹井 伸次 (臨時特別給付金対策室) 連絡先 TEL 042-973-2111(内線160)
--